

山口県公共工事改革推進委員会

入札・契約制度の改正について

平成28年7月26日

# 入札・契約制度の改正について

## 1 業務委託における調査基準価格の算定式改正

### (1) 趣旨

低入札価格調査制度における業務委託の調査基準価格は、国に準拠した算定式を採用している。

この度、国が品質確保の観点から、公共工事に従事する者の労働条件がさらに改善されるよう算定式を改正したことに伴い、県も同様に算定式を改正する。

### (2) 改正内容

調査基準価格算定式の改正（網掛け部分を改正）

業務区分	《現 行》	《改正後》	上下限值 (変更なし)
土木コンサル	直接人件費 + 直接経費 + その他原価×9/10 + 一般管理費×3/10	直接人件費 + 直接経費 + その他原価×9/10 + 一般管理費×4.5/10	予定価格の 6/10～8/10
補償コンサル	直接人件費 + 直接経費 + その他原価×9/10 + 一般管理費×3/10	直接人件費 + 直接経費 + その他原価×9/10 + 一般管理費×4.5/10	予定価格の 6/10～8/10
測 量	直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費×4/10	直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費×4.5/10	予定価格の 6/10～8/10
地 質	直接調査費 + 間接調査費×9/10 + 解析等調査業務費×7.5/10 + 諸経費×4/10	直接調査費 + 間接調査費×9/10 + 解析等調査業務費×8/10 + 諸経費×4.5/10	予定価格の 2/3～8.5/10
建築コンサル	直接人件費 + 特別経費 + 技術料等経費×6/10 + 諸経費×6/10	変更なし	予定価格の 6/10～8/10

※ 実施時期：平成28年10月1日

## 【参考】

背景
○ 県内コンサルタントにおいても若手入職者が減少する中、改正「品確法」では、調査及び設計(点検、診断含む)について、業務内容に応じた有資格者の適切な評価・活用による現在及び将来の品質確保とその担い手の中長期的な確保・育成が求められている。
○ 国は、平成28年4月から調査基準価格の算定式を改正した。

### (1) 業務委託の受注状況

平成27年度低入札価格調査対象(7百万円以上)の業務委託(H27.7.1以降発注)

受注件数 (a)	調査基準価格近傍※での 受注件数 (b)	割合 (b) / (a)
179	90	50.3%

※(調査基準価格/予定価格) ± 5ポイントの範囲内

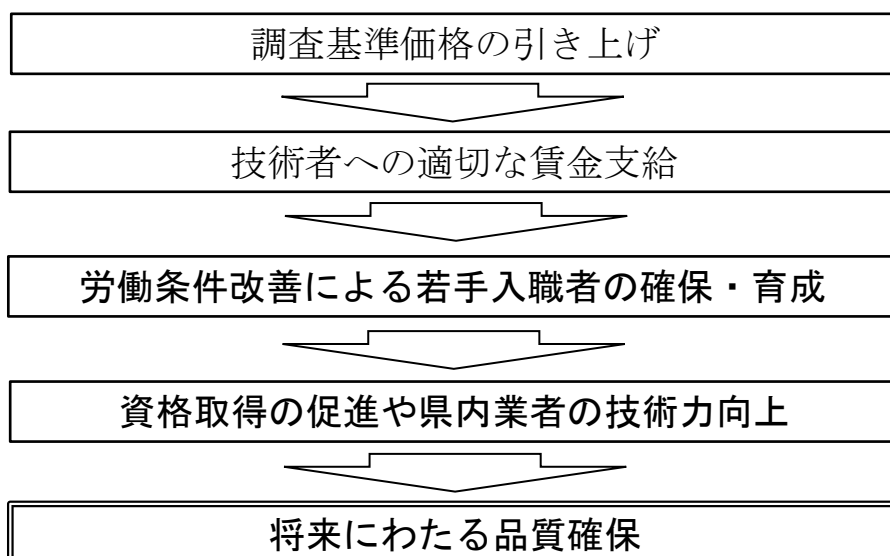
### (2) 改正後の調査基準価格

予定価格に対する調査基準価格の割合は、現行と比べ約2～5ポイント上昇。

業務種別	現行①	改正後②	②-①
土 木	73.4%	78.7%	5.3ポイント
補 償	73.3%	78.6%	5.3ポイント
測 量	75.3%	77.4%	2.1ポイント
地 質	81.0%	83.2%	2.2ポイント

※予定価格1000万円程度の業務委託

### (3) 改正による効果



## 山口県公共工事改革推進委員会

- 1 社会保険等未加入対策の強化
- 2 総合評価方式における評価項目の追加  
(標準見積書の活用)

平成28年7月26日

# 1 社会保険等未加入対策の強化

## (1) 趣旨

県においては、公平で健全な競争環境の構築及び現場の技能労働者の処遇改善の観点から、社会保険等未加入対策に取り組んでいる。

今後、更に社会保険等未加入対策を推進するため、国に準じて元請業者と社会保険等未加入業者との一次下請契約締結の禁止措置の対象範囲を拡大する。

## (2) 内容

### ○対象工事

下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）以上の工事における元請業者の社会保険等未加入業者との一次下請契約の締結を禁止



全ての工事で、元請業者と社会保険等未加入業者との一次下請契約締結の禁止措置の対象範囲を拡大（※）

※ 従業員が5人未満の個人事業者等、社会保険等への加入義務のない業者は、対象外。

## 【参考1】未加入業者と契約した場合の措置（現行のとおり）

項目	措置等の内容
受注者への措置	<ul style="list-style-type: none"><li>・制裁金の課金：当該下請契約額の10%を課金</li><li>・指名停止措置：2週間～4カ月の指名停止</li><li>・工事成績評定点の減点：指名停止措置に伴い10～20点の減点</li></ul>

## 【参考2】山口県における社会保険加入率（国土交通省調査）

平成26年度：92%（全国平均93%）

⇒平成27年度：97%（全国平均95%）

平成27・28年度建設工事等競争入札参加資格者名簿登載業者 加入率100%

※ 実施時期：平成28年10月1日

## 2 総合評価方式における評価項目の追加（標準見積書の活用）

### （1）趣旨

各地域を支える建設業者の健全な発展とそれに必要な人材を確保するためには、すべての技能労働者の処遇改善を図る必要がある。

国では、技能労働者の処遇改善を図る観点から下請企業が社会保険等加入に必要な法定福利費を内訳明示した標準見積書<sup>※</sup>の活用を推進している。

県においても、標準見積書の積極的な活用を要請しているところであるが、更なる促進を図るため標準見積書の活用を総合評価の評価項目に追加する。

※ 標準見積書：下請企業が元請企業に対して提出している見積書を総額によるものではなく、その中に含まれる現場労働者の法定福利費に係る事業主負担分を内訳として明示したもの。

### （2）改正内容

評価項目の「企業の技術的能力」において、次の改正を行う。

#### ①適用型式

⇒ 全ての型式（特別簡易型、簡易型、標準型）

#### ②評価方法

⇒ 下表の区分に応じて配点する。

標準見積書の活用	全ての下請契約（二次下請以降を含む。）で標準見積書を活用する	1点
	標準見積書を活用しない	0点

※ 実施時期：平成28年10月1日

●標準見積書の活用状況の確認方法

- ①確認時期：施工体制台帳提出時
- ②提出資料：施工体制台帳（下請契約書含む）及び見積書  
 見積書は元請と下請が合意した金額に対応したものとする。
- ③確認事項
  - ア 見積書に法定福利費事業主負担額が内訳明示されている。
  - イ 下請契約書と見積書の総額が合致している。

●標準見積書の作成例

御見積書(例)					
◇◇◇株式会社 殿					
住所 ×× ○○株式会社					
<b>見積金額</b>	<b>L</b>	(消費税込)			
事業主負担分の法定福利費は別に計上するので、経費から除いておく。					
(内訳)					
	項目	数量	歩掛	単価	金額
○○○工事	材料費				A
	労務費				B
	経費(法定福利費を除く)				C
	小計				D=A+B+C
事業主負担分以外の法定福利費を含める場合は、その旨明記し、工事の労務費から当該金額を控除しておく。					
法定福利費					
	法定福利費事業主負担額	対象金額	料率	金額	
	雇用保険料	B	p	E・・・B×p	
	健康保険料	B	q	F・・・B×q	
	介護保険料	B	r	G・・・B×r	
	厚生年金保険料 (児童手当拠出金含む)	B	s	H・・・B×s	
	合計	B	t	I・・・B×t	I
介護保険の加入率を加味した保険料率を設定する。					
事業主負担分の法定福利費を明示する。					
小計					J=D+I
消費税等					K=J×8%
法定福利費も消費税の対象になる。					
合計					L=J+K